

中小企業政策審議会 小規模企業基本政策小委員会（第四回）

議事要旨

日 時：平成25年11月19日（火）10：00～12：00

場 所：経済産業省本館17階第1～3共用会議室

出席者：石澤委員長、阿部委員、門野委員、寒郡委員、小出委員、澁谷委員、園田委員、高橋委員、高原委員代理上田氏、堤委員、鶴田委員、中村委員、西村委員、松島委員、三神委員

松島副大臣、田中大臣政務官、磯崎大臣政務官

北川中小企業庁長官、横田次長、矢島経営支援部長、松永事業環境部長、三又参事官、蓮井企画課長、桜町小規模企業振興制度改正審議室長、鈴木小規模企業政策室長、早田調査室長

議 題：小規模事業者の振興の基本的考え方と論点整理について

議事概要：各委員からの主な御意見は、以下の通り（発言者の確認をとったものではありません）。

1. 小規模事業者の振興の基本的な考え方について

○基本法は、10～20年という長期間における小規模事業者政策の方向性を示すものであり、これから起きる小規模企業の問題はどのようなところから起きるのか、本質を捉えることが必要。

○今後の最大の問題は人口減少。人口減少と日本企業のグローバル化により、地域によっては雇用や仕事が減る。基本法においては、この地域と一体である小規模企業をどうしていくか示される必要がある。市町村の単位で、小規模事業者が地域を支え、地域が小規模事業者を育むという循環をうまく回すことが基本法の重要な役割。

○現在、国から都道府県、そして市町村という支援の流れになっているが、都道府県の財政状況が異なるため、市町村レベルで均質なサービスが提供できていない。基本法において、小規模事業者対策の実施主体である市町村に対する国の責務を明らかにすべき。

○小規模事業者は、家族で経営している場合は介護や子育て等、事業に生活全般が関わることが多い。

○小規模事業者が行っている競争には商品・サービスの差別化等もあり、必ずしも価格競争だけでない。

○国家公務員や政治家は関東出身者が多く、政策が議論される際にも、地方の感覚が的確に反映されないことが多い。国が地方出身者を優遇して採用したり、また、大学の学費を親の収入に応じて変えるなど、中央政府で働く人材のバランスをとることが必要。

○製造業と地域のサービス業は分けて検討する必要がある。

○大企業が小規模企業からの調達を進めるためには、相当なインセンティブないと難しい。中小

企業施策が日本経済全体の足かせにならないように検討いただきたい。

2. 支援策について

- 大都市や県庁所在地以外の町レベルでも、女性・若者、商工会・商工会議所に属さない事業者も対象にした、地域の中で起業された方が一同に会し、交流する場を提供することが必要。
- 商工会や地元金融機関等に、地域における事業規模に応じた賃金等のモデルを示してほしい。また、従業員を雇用した場合の賃金・法律等の問題について示してほしい。
- 創業時には連携化・組織化・グループ化が有効。
- 小規模事業者が成長し、中規模になったとたん、マル経融資などの支援が受けられなくなる。切れ目のない支援が必要。
- 小規模事業者が補助金を申請し採択されなかった場合、次年度に向けて事業を練り直す機会を与えることが重要であり、予算事業の複数年にわたる継続が必要。
- 行政は予算を取ることで仕事が終わったように感じている場合が多いが、運用をどうするかが重要。
- 海外から戻ってくる事業者への経営支援が必要。
- これからの商店街は、郊外の大型店に車で買い物をする形とコンパクトシティの形に二極化していく。商店街の店主の高齢化が進む中、若者の事業者育成が必要。PDCA サイクルをサポート、コーディネートしていただく支援や、起業家育成塾のような人材育成支援をお願いしたい。
- 課題というのは、阻害があって課題と言われているのか、促進要因が不足により課題になっているのか分類して施策に結びつけることが肝要。
- 事業継承に加えて、事業として成り立たないものは事業転換を進める必要。その際、事業が成り立たない者が多数出る地域をどうするかが論点。
- 信用保証制度は使い勝手が悪くなっている。保証の割合を 50%に下げてもよいので、使い勝手の良い制度に変更すべき。

3. 支援体制のあり方について

- 経営指導については、指導というより行政に提出する書類作成などを手伝ってもらいたい。その際、こういうことがなぜ今までできていないのかといったことを文面化していただきたい。
- 文書作成について何らかの支援をいただきたい。文書作成が大変なために新たなチャレンジからおりてしまう事業者もいると思う。
- 商工会議所がセミナー案内等実施しているが、会員に十分認識されていない。支援機関側が、支援を実施しているといっても、事業者側に認識されていなければ意味がない。
- 「よろず支援拠点」のようなハブ機能を検討するにあたっては、都道府県レベルにおいては産業振興支援センターや都道府県商工会連合会との役割分担が問題になるほか、いかに市町村レ

ベルまで支援を届けていくか検討が必要。

- 支援機関には、事業者を育てるという視点で、専門的視点だけでなく、多面的に支援していくコーディネータ力をもっていることが必要
- 支援人材について、経営改善普及事業のような個社支援だけでなく、商店街全体の活性化など面的支援のできる人材育成にも力を入れていただきたい。
- 都道府県からの予算措置が減っていることから経営相談員の数が減っている。三位一体の改革で都道府県に財源移譲されている状況であるが、国としても何らかの手立てをお願いしたい。
- 欧米の支援機関では、民間企業の国際部で働いてきた人材が90か国に営業に回るなどの働きをしていたり、また支援者が支援対象企業に株主・役員として参加したり、キャリアを伸ばしていくことができる。我が国でも、地域によっては他国と競争できるような支援体制を作るべきではないか。
- 市町村のウェブサイトも、我が国ではほぼ住民向けの内容だが、当該地域でビジネスをしたい人向けの内容も充実させるべき。
- 国の中小企業施策は良いと思うが、思うような効果があがっていない。支援機関は、ビジネスコンサルタントとして成果を出すことが必要。
- 役所等への申請書を書くのが難しいという事業者がいるが、重要なのは内容であり、その内容をしっかりと議論し、考え抜くことを支援機関が手伝うべき。
- 支援機関もサービス業であり、そのサービスを徹底的にPRしていく必要。
- コミュニティとしての商工会・商工会議所の役割と、戦略的に国の施策を伝えるために商工会・商工会議所に人材を派遣するという仕組みを分けて作ることが必要。戦略的な部分に、金融機関や税理士会等も派遣するなどの体制の構築が必要。
- 支援機関の窓口で相談にくる事業者は積極的な方であり、補助金の利用も同じ事業者が毎年利用するなど偏る。相談に行きにくい事業者に施策を利用してもらえよう、出前で支援することが必要。
- 商工会の会員数は年々減少している現状にあり、きめ細かな対応、商工会の取り柄である訪問により支援機関としての成果を示していく必要がある。